

高度専門職としての ソーシャルワーク実践の役割と課題

太田 義弘*, 安井 理夫**, 小柴住 まゆ子***

Roles and Issues related to Social Work Practice as an Advanced Profession

Yoshihiro Ohta, Michio Yasui and Mayuko Koezumi

要旨：近年の社会状況と人びとの生活の変化に対応するためソーシャルワークが、より高度で専門的なものへと進展することを求められている。しかし、一方で、社会福祉に関係した各種の資格制度の出現によって社会福祉教育は、混乱を深めている。また、多様化した社会福祉施策の進展とともに、規制緩和によって社会福祉産業が急速に発展し、他方では深刻な問題が生じてきている。

このような現実から、改めてソーシャルワークとは何なのかが厳しく問われている。いま原点に立ち返り、ソーシャルワークの専門性と科学性に対する共通理解を深め、さらに高度な専門職業としてのソーシャルワークの地位と役割を確立しなければならない。

そこで本論文のねらいは、近年のソーシャルワーク実践をめぐる問題状況の整理と課題の提起、独立型社会福祉士にみる専門職業としての実践課題と資格制度、進展する施策をめぐる実践と教育課題などへの展望や提言について考察している。

内容は、以下のような構成である。

- I はじめに
- II 専門職業としてのソーシャルワークをめぐる問題
- III 独立型社会福祉士の現状と課題
- IV 資格制度の方向性をめぐる課題
- V おわりに

Abstract : Social work has been gradually required to progress towards becoming a more advanced and well-defined profession, as it tries to keep up with the changes in the lives of people in our society these days. However, various qualification systems to be engaged in social welfare services are enacted, and to answer these needs, social work education has faced serious and complicated confusion. Moreover, for these reasons “the social welfare industry” has been rapidly expanded and developed through deregulation with the progress of diversified social welfare services, and we are moving to the phase that should lead to profound change and action.

It is severely asked again from such reasons what social work is. It is necessary to go back to the starting point, to deepen the specialty of social work in order to achieve a com-

*関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授

**同朋大学 社会福祉学部 准教授

***同朋大学 社会福祉学部 専任講師

mon understanding of it as the life-enhancing science, and to establish the position and the role of social work as a more advanced profession.

Thus, the aim of this study is to consider and lay out the problematic situation in social work practice, and to present some suggestions. The study, also considers some proposals, such as social work practice as an independent practitioner, qualification systems over an advanced profession, and the view of social work education.

The content is as follows :

- I Introduction
- II Problems related to social work as an advanced profession
- III Present conditions and problems concerning the independent practice of social work
- IV Some problems related to the direction of qualification systems
- V Conclusion

Key words : ソーシャルワーク専門教育 professional social work education 高度専門職 advanced profession 支援科学 the life-enhancing science 独立型ソーシャルワーカー independent social work practitioner ソーシャルワーカー資格制度 licensed social worker's system

I はじめに

時代の変遷とともにソーシャルワークという用語が、多くの人びとの耳や関心に届くようになってきた。しかし、その実像の理解にはまだまだ課題が多い。一方で、ソーシャルワークの視野や発想さらに施策や方法は、隣接科学の諸領域にも多大な影響を及ぼし、医療・保健・心理・教育などの分野に吸収され人間科学や実践科学としての学際化に寄与し、諸分野がボーダレス化する様相を呈してきている。しかし、ソーシャルワークがさまざまな観点や領域から語られ追究されるようになるにしたがい、皮肉なことに歴史を経て構築されてきたソーシャルワークの原点や真髄が逆に希薄化し、得体の知れない便法に逸脱してきているように思えてならない。

これらの背景や危惧さらに動向をふまえて本論考のねらいは、わが国における近年のソーシャルワーク実践をめぐる問題状況の整理と課題の提起、専門職業としての実践課題と資格制度、さらに進展する施策をめぐる実践と教育課

題などへの展望や提言について考察することにある。

ソーシャルワークが焦眉の急を要する課題として浮上してきていることには、さまざまな背景や事由がある。この機を逸することなく変貌する社会状況と国民生活に対して正面から向き合えるソーシャルワークをめぐる施策と有効な方法を提示していかねばならない。これまでは迫りくる危機的状况に対して施策中心の社会福祉で対応し、その実施は社会福祉行政としてのマンパワーに期待し、物量的な人海戦術によって急場しのぎをしてきた。施策の有効な推進と利用者側でのサービスの実効には、専門的で手厚い支援活動からなるソーシャルワークが必要であり、これへの理解や意識が等閑視されてきたことが問題である。そして市場原理に基づく社会福祉サービス産業の導入と利用者によるサービス選択のもとに、今日の3K 職場が出現してきている。さらに効率的な人材活用と質的人材育成の名のもとにソーシャルワークの発想が安易につまみ食いされてきている現実に対して、危機意識を新たにさせられている。

これらを克服し、ソーシャルワークの霧散状況を再編するためにも、その原点を見つめ直し、高度な専門職業としてのソーシャルワークを再提起しなければならない時期に直面している。このような危機意識のもとに、本論考の目的を以下のように提示しておきたい。

- (1) 専門職業としてのソーシャルワークをめぐる問題と展望
- (2) 高度専門職業としての独立型社会福祉士への期待と課題
- (3) 高度専門職としての資格制度をめぐる課題の検討と提言

などについて考察を深め、さらにソーシャルワーク、高度専門職、資格制度をキーワードにして論旨を展開してみたい。

それは新しいソーシャルワーク・ブームの台頭が、名称を変えた安易な対処療法まがいの実践処遇や便利屋への逸脱に手を貸すことにならないためである。にわか仕立てのソーシャルワークを手段にした社会福祉施策と行政、理念や方法をもたない社会福祉産業の台頭から、肥大化し粗製濫造な資格取得を目指した社会福祉教育産業まで、行く手には暗雲が立ちこめているといわねばならない。

そこでソーシャルワークの原点に立脚しながら、今われわれが求められている固有な目的や役割を再認識しつつ、21世紀に共生する人びとにかけがえのない生活支援サービスを通じて寄りそえる高度専門職としてのソーシャルワーカー教育に課せられている課題と展望を考察してみたい。

II 専門職業としての ソーシャルワークをめぐる問題

1 ソーシャルワークの抱える動向

制度や施策としての社会福祉を前提にして、その実効を利用者の生活の中に実現するためには、参加と協働からなるソーシャルワークという実践活動が最後の鍵を握っている。その意義が改めて強調されるようになってきて久しい。

超高齢社会をみすえた施策の具体化には、施設設備や財政的支援などのハード福祉の整備や拡充はいうに及ばず、その成果は、最終的に人手を介した手厚いサービス、つまりソフト福祉の如何にかかっているといえよう。そのために国家資格が制定され社会福祉士や介護福祉士という人材養成を一大課題にしてきたわけである。

これらの動向は、近年の日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会¹⁾による提案や社会福祉士及び介護福祉士法の改正、それに続く精神保健福祉士法の改正などに弾みを経て、このところ喫緊の課題となってきている。またソーシャルケアサービス従事者研究協議会に参加する各種団体が、ソーシャルワーカーをを設定し、ソーシャルワーカーの社会的認知を高め、人びとにソーシャルワーカーに対する理解と関心を広げる努力をしてきている。日本社会福祉実践理論学会では積年の議論から、ようやく名称改訂による日本ソーシャルワーク学会へと脱皮し、学術研究や教育と実践に新しい進展を目指している。さらに社会福祉士を基礎資格に専門社会福祉士としての高度専門職の養成を期待した認定ソーシャルワーカー資格の検討などが進展することにも見られるように、このところソーシャルワークの重要性が名実ともに最重要課題として浮上してきている。

まさに、われわれ長年社会福祉教育にかかわってきたものの悲願ともいえる国民生活へのソーシャルワークの認知と定着が進展してきていることには感慨が一入である。しかし、この動向を手放しで喜ぶわけにはいかない。経済不況下での就職難時代に介護福祉サービスを中心にした社会福祉業界での人手不足という矛盾した現実がある。社会福祉施策の拡充のためにマンパワーと称する人海戦術を展開し、走狗を強いられてきている従事者問題の険悪化が深刻である。

既に資格取得者としての社会福祉士が12万人、介護福祉士が64万人を超えているにもかかわらず、施策の整備に振り回され熱意と意欲

ある専門家の定着を阻害する大きな現実が横たわっている。そして人手を欠いた社会福祉サービスの供給に産業界から閉め出された余剰人員が急遽流入し、無資格者による代替業務で維持されるようになりつつある。一方で資格制度を整備してソーシャルワーカーの専門性を高める努力をしながら、他方では過酷で専従的な業務を促成栽培した要員に担わせようとしている現実がある。このような対応が、ソーシャルワーカーは、この程度の業務と職種だと誤解されスティグマを拡大することにもなってきている。それがまた人材確保をますます困難なものにしてきている状況を生んできている。ソーシャルワークのもつ高度な専門性や科学性が奏功する社会や生活を主張し目指しながら、他方では、便法や抜け道を助長する二律背反の矛盾の払拭が先決である。

これらの背景には一連の錯綜した問題が介在している。それは国家施策の問題だけではなく、過酷な国民生活への対応に振り回される社会福祉行政、市場原理を逆手に悪乗りした福祉産業の横行、使命感や専門性を欠落させた従事者の専従サービス業務、他方では知識と技術の切り売りを受験対策を標榜した教育産業の台頭など、もちろんこれらは一部の不心得な人物や法人組織による問題ではあるが、このところの経済危機の逆風を受けて悪循環してきている現実がある。

それへの反動ではないが、ソーシャルワークが強調されるにしたがい、実践の代名詞として拡大解釈され玉石混淆の実践が入れ子状態になってきている。これは残念なことに結果としてソーシャルワークという実体をますます曖昧なものにしてきている。特にソーシャルワーカーとしての業務基準があるわけでもなく、また、それを資格制度が規定しているわけでもないところから、相談活動にかかわる臨床心理士でも保育士でも、介護福祉士やケアマネージャから、ヘルパーさらに無資格の従事者まで自称相談支援活動に関与する人びとをも含めて、総称

ソーシャルワーカーと誤解されているくらいがある。

やはりソーシャルワーカーの基本は、社会福祉士と精神保健福祉士を大前提にして、現場経験をも加味してはじめて成り立つもののだといわねばならない。そのために近年ソーシャルワーカーを高度専門職として位置づけようと、分野別の固有な活動領域や、そこで果たせる機能から固有な役割を強調しようとする動向がある²⁾。さらに高度な資格制度を創設してソーシャルワークの専門性や固有性を社会的に敷衍しようというわけである。

社会的要請に応え広くソーシャルワークが人びとの生活の場を通じて、身近で信頼できる生活支援活動として定着することを願いながら、今われわれはソーシャルワークの原点にもどって共通理解を深め、利用者に向けてのソーシャルワークを分かり易く理解してもらおう情報の発信によって、何よりもソーシャルワークに対する社会的声価を人びとに実感してもらわねばならない。

2 ソーシャルワークと教育および実践をめぐる問題

そのためにソーシャルワークの教育・研究と実践にかかわるものが、今果たすことのできる役割は、教育や実践を問い直し視野や発想を転換して学生や利用者さらに人びとに対して新たな思いで向きあうことである。それがソーシャルワークの社会的認知を高め、人びとの関心や理解を深め、任用を促進し、待遇を改善し、社会福祉教育を振興し、高度な専門教育の推進を可能にするための手がかりになるからである。そのための施策整備は重要な課題であるが、それを鶴首し現状維持で待機する姿勢ではソーシャルワークは後退するのみである。

社会福祉施策の推進に暗中模索の走狗をソーシャルワークへ担わせているという疲弊した雰囲気や苦悶するのみでは明日がない。諦観を払拭し、与えられた機会と状況に前進の可能性を

求めて足下からの変革を模索したいものである。施策や行政の姿勢、実践現場の努力、教育現場の理念は崇高であっても、それらの領域が抱え迫られている現実には深刻である。そのためにソーシャルワークの原点を見直し、現状改革に応えられる活動を教育と実践の現場から振興させていかねばならない。

このところソーシャルワークを平易にアッピールしようと福祉系大学経営者協議会が、「ソーシャルワークとは、福祉に関する専門的知識と技術を用いて、生活上の困難や苦痛を有している人に寄り添い、一人ひとりの幸福と自立した生活の実現を支援することです。」³⁾と解説している。また、その協議会設立趣意書に「ソーシャルワーカーは、困難を抱えた人を受けとめるとともに、人間関係を調整することや社会的なサービスを活用し、時にはそれを開発・創造することで、その人らしい暮らしづくりを支援する専門職です。」⁴⁾などの呼びかけをしている。

確かにソーシャルワーカーの特徴についての説明は平易にされているが、拡大し極論すると、医師や看護師あるいは保健師、臨床心理士や弁護士だって、この種の仕事をしているわけで、それらの職業との異なりや、固有な視野や発想、さらに方法や技術などをわかりやすく明言していかないことには混迷は依然として継続したままである。

諸般の社会的状況や蓄積してきた活動からソーシャルワークに対する社会的期待が高まりつつあることは事実である。それは人びとの生活スタイルの変化、社会サービスの多様化と有効活用、権利擁護や虐待防止・就労など家庭や近隣での支援活動、さらに学校や職場、地域生活などへの環境調整と復帰に対するソーシャルワーク支援の意義が文部科学省や法務省などからも認められるようになってきている。

そこで今われわれにできることは、まずソーシャルワークの原点を見据えつつ、社会福祉教育という立脚点からソーシャルワークが奏功す

る舞台作りと方法を提起してやることである。そのために、①ソーシャルワーク概念の整理、②生活コスモスへの視野や発想の明示、③固有な目的の提示、④利用者の規定と利用者原理の明示、⑤支援者と支援関係原理の明示、⑥支援特性の理解、⑦支援方法概念の具体化、⑧実践科学化への構想などからなる理論と原理、支援と方法に整備されたアイデアを具備しておかねばならない。これら指摘事項については、それぞれに必要な論考を開陳してきているので文献⁵⁾などを参照願いたい。

次に、ソーシャルワーク実践教育をめぐる問題についてである。ここでも、①社会福祉士受験資格教育に翻弄された教科内容、②教育者の資格と資質の問題、③実践現場と遊離した実践教育、④実践研究と遊離した実践教育などを指摘しなければならない。その背景には、かつての社会福祉教育ブームの残滓をそのまま留めた状況があり、総体的には学生の質的低下と実践教育の限界を超えた多人数教育などによる弊害が露呈してきている。その結果が、資格試験合格率の低下から実践現場への就職率の低下などへと連動してきており、有能なソーシャルワーカーの輩出にかげりが見えてきている。それは、また実践現場で後継者養成に活躍できる有為な専門家の養成にも危機的状況が迫っているということができる。

このような動向は、さらに実践現場にも大きな影を落としており、①有能な人材の確保と定着、②マニュアル化された画一的業務、③実践方法の専門性、④臨床研究活動などについて、大きな問題を残している。実践教育と実践現場の問題状況についても文献⁶⁾を参照願えれば幸いである。

一方で、高度専門職を目指しながらも実践現場は、有為な人材確保に苦慮し、業務基準も未成熟なまま過渡的専従業務に埋没し、結果的には資格制度や専門性に名を借りた過酷な日常業務に忙殺されている現実がある。他方では、実践活動に地道な研究姿勢を投入しながら開拓的

な支援推進方法を蓄積してきている機関や専門家の努力があるものの、玉石混澁の実践現場があることも事実である。専門的なソーシャルワーク実践機関としての実績と威信を確立するためにも、組織内部で運営の点検やサービス評価などの活動への取組や外部の学術研究機関との連携や共同研究などへの計画や参加に十分な時間を確保しなければならない。

さまざまな機会を通じて、利用者の多様な生活課題に向き合える深い専門性と行動力を具備した人材養成のために、ソーシャルワーク教育の側面から提案をしてきたところであるが、それは大学院の博士前期課程を中心にして学部での後期専門教育と連携して進めようという趣旨である⁷⁾。今日固有な業務を遂行する高度専門職は、大学院教育へとシフトされてきている。これはわが国のみならず先進福祉国家における一般的な動向といえよう。

3 高度専門職定立をめぐる要件

そこでソーシャルワーカーの活躍が期待される時代の到来とともに、指摘してきたようなソーシャルワークが拡散霧消する懸念を払拭するためにも、このところ模索されてきている高度専門職としてのソーシャルワーカー、それは専門社会福祉士や認定ソーシャルワーカーの成立をめぐる諸要件の考察をしなければならない。

それは、基本的に固有な目的や役割と専門的で科学的な方法による成果から社会的に認知してもらわねばならない。そのためには、われわれの不断の努力が鍵を握っていることはいうまでもないが、同時に実践の成果を広く人びとの生活のなかに実感し共通理解してもらわねばならない。そこでこの要件として、①固有な目的と役割、②実践倫理、③業務基準、④専門的資格制度、⑤職業教育、⑦専門的知識と方法・技術、⑧待遇、⑨社会的ニーズへの貢献と実績、⑩社会的声価などを指摘しなければならない。これら各要件の共通理解や確立には、まだ課題が山積しており、まさに自己の存立について固

有性を自己規定するとともに、教育や実践活動から意義を敷衍しなければならない young profession なのである。

高度な専門職業としてソーシャルワークを確立するということでは、広範な社会福祉というサービスに対して、ソーシャルワークがもつ固有な特性を強調し明言しなければならない。日本学術会議の社会福祉学分会による提言は、注目すべきものであるが、社会福祉士資格を基礎に実践領域と実践機能とを交錯させ、例えば高齢者・児童・障害者などの領域で、権利擁護・虐待防止・社会復帰・就労支援などの役割の組み合わせから特化された職能をもつものとして認定ソーシャルワーカーの概念を示している。

確かに高度専門ソーシャルワークの業務所掌について守備範囲の解説はしているが、このような意識や態度で活動をする医師や弁護士あるいは臨床心理士や看護師などと職能をどのように峻別するのか。守備範囲を対象と役割で解説することは一歩前進ではあるが、ソーシャルワークの固有性や専門性を明示しないことには、拡大解釈からますます誤解や便法、さらに偏見を招くことになる。固有な視野や発想、価値や目標、方法や過程を原点に戻って共通理解することが先決であると思えてならない。

それは先に指摘してきたように、第1に、ソーシャルワークの原点と概念や方法の共通理解を確立すること、第2に、ソーシャルワーク教育の刷新、そして、第3は、実践現場での専門的業務基準の確立と後継者養成を振興し、専門職としての実績と社会的威信を確かなものにしていかねばならない。これらの諸要件が高度専門職としてのソーシャルワーカーの定立に欠かせない前提である。

そこで、第1課題として、拡大し不透明化してきているソーシャルワーク概念を、固有性や専門性から限定的に明示することについて、長年にわたって主張し続けてきたこだわりのソーシャルワーク論という批判を覚悟して発言すれ

ば、ソーシャルワークの特性⁸⁾は、簡潔に表現すれば生活・支援・過程である。まず利用者の生活コスモスを対象にし、包括・統合的な支援という協働作業によって、科学的かつ専門的な方法過程の展開から利用者の課題解決や自己実現を追求するところに固有性や科学性がある。固有な対象や守備範囲を明確にすることで、利用者の生活する特殊な経験や意味さらに関係や状況からなる固有なコスモスを理解できる視野や発想が必要であり、ソーシャルワーカーの所属機関の機能を分掌した役割を果たすだけでなく、利用者の生活コスモスと向きあい寄り添うことが必至である。そのためには、社会福祉サービスの供給や提供という援助概念ではなく、利用者とともに課題解決に参加し協働して社会福祉サービスを引き出し選択して活用するという支援概念が強調される。そして、このような支援を科学的かつ専門的な方法と技術の展開過程として推進するところに固有性がある⁹⁾。

このようなソーシャルワークのもつ特性を、幾つかの観点から整理すると表Ⅱ-1のようなイメージで整理できる。したがって、ソーシャルワーカーとは、馴れや知識、勤と経験があれば誰にでもできる仕事ではなく、社会福祉の専門教育と固有な専門業務への識見さらに使命感を前提にして社会福祉士資格を取得し実践経験をもつ専門家と限定しておきたい。社会福祉士養成教育カリキュラムの改訂がもたらす課題をめぐって、弊害の湧出が想定されるが、社会福

祉士教育は、ソーシャルワーカーの基礎教育と位置づけられ、専門教育が、大学院教育へと移行するのは必至である。ソーシャルワークの展開のためには、相当の識見と経験とが必要だからである。これは隣接専門領域と対比しても当然だといわねばならない。

さて、高度専門職業としてソーシャルワークの定立には、超えねばならないハードルが幾つかあるが、その暁には、次なる課題としてソーシャルワーカーの個人開業が一大案件になることが予想される。ソーシャルワーカーとして名実ともに固有性を発揮できるのは独立型ソーシャルワーカーにして期待されることである。さらに、これに加えて高度専門職業としての資格制度の課題がある。それらについてⅢ章とⅣ章で考察を深め、ソーシャルワークの今後についての展望を確かなものにしてみたい。

(太田 義弘)

Ⅲ 独立型社会福祉士の現状と課題

1 独立型社会福祉士の特性

社会福祉ニーズが複雑・多様化するなかで、高度な専門性や科学性をソーシャルワークは求められている。それは専門社会福祉士制度についての検討が参議院で附帯決議（2007年）され、高度専門職の人材育成と配置が必至になっていることから理解できる。

このような背景から、利用者の生活支援に固有で不可欠な役割を果たす「独立型社会福祉士」にも大きな期待がよせられている。

表Ⅱ-1 ソーシャルワークの特性と概念

範 疇 特 性	目 的	視 野	技 術	固 有 性
生 活	課 題 解 決	生 活 コ ス モ ス	統 合 的 全 体 性	人 間 ・ 環 境
支 援	自 己 実 現	社 会 的 自 律 性	共 感 性	科 学 化
過 程	実 存 性	拡 大 深 化	参 加 ・ 協 働	エ コ シ ス テ ム

独立型社会福祉士とは、利用者主体を基本とした自由かつ創造性豊かなソーシャルワーク実践を行う専門職である。その起源は、アメリカの Private Practice にあり、「十分な教育や経験を通じて獲得したソーシャルワークの価値・知識・技術が、利用者との相互の同意にもとづく料金の支払いと交換に、専門家によって自主的に提供される過程」と定義づけられている¹⁰⁾。

一方、わが国では、日本社会福祉士会により、「地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する者」と定められている。実践においては、「職業倫理と十分な教育と経験を通して培われた高い専門性にもとづき、あらかじめ利用者と締結した契約にしたがって提供する相談援助の内容及びその質に対し責任を負い、相談援助の対価として直接的に、もしくは第三者機関からの報酬を受ける者」と定義され¹¹⁾、「独立型社会福祉士事務所」は、地域に密着したソーシャルワーク実践を展開する新たな活動形態の拠点と考えられている。

これらの解説から浮かぶ独立型社会福祉士像とは、所属機関の機能に拘束されることなく、独立して利用者中心の視野と発想で自由な裁量権を行使し、契約した利用者に対し、倫理綱領を遵守しつつ高度な専門性を発揮し、徹底した生活支援を展開することができる時代のニーズに応えた新しいタイプのソーシャルワーク実践である。そのことによって、対価として報酬を得て利用者の納得のいく権利擁護、利益の保全や課題の解決から自己実現を可能にする高度な専門職と考えられている。

表Ⅲ-1は、独立型社会福祉士の特性を、施設・機関に属する社会福祉士の特性と比較し整理したものである。

独立型社会福祉士として個人開業しているソーシャルワーカーは、利用者の最善の利益を目的としているため、社会正義にもとづく中立的な立場で実践し、利用者主体を実現するための自由裁量性と、それに基づき専門家として、そこで起こりうる事態に、施策や職権のもとに責

任を負うことになる。したがって、利用者を社会的弱者ではなく、地域で生活する市民としてとらえるところから、その住民が地域で生活するために必要な支援を提供するといった利用者主体の姿勢を志向している。また、イネイブラー、カウンセラー、コーディネーター、アドボケーター、エデュケーターというソーシャルワーカーとしての役割機能を発揮して利用者の抱える生活ニーズに応じ、包括・統合的にソーシャルワーク実践を展開することとなる。そして、ソーシャルワークの固有性である「生活・支援・過程」¹²⁾を重視した専門的実践活動を展開することが、ソーシャルワーカーの理念になると考えられている。

それに対して施設・機関所属の社会福祉士としてのソーシャルワーカーは、組織の機能を展開する立場から、組織の1員としての業務を担うため、帰属意識のもと社会福祉サービスの調整と供給を中心に、時間的な制約、組織決定による権限の分掌したソーシャルワーク実践に偏向してきている。本来の中立性を保つことにも限界があり、懸命なる努力にもかかわらず大きな溝が存在している。そこでの支援は、所属組織のサービス機能の遂行に重要性が置かれ、本来の目的とかけ離れた利用者の生活をめぐる管理指導(マネージャー)や介護、保育(ケアワーカー)に偏向した役割機能であることも否めない。さらに、こうした現状がもつ連携や協働から、ソーシャルワークの特性は、その固有性である生活・支援・過程への視野や発想が不透明になっており、多くのジレンマを抱く結果となっている¹³⁾。

ソーシャルワーク実践をめぐる理念とジレンマより、特に、機関型社会福祉士のソーシャルワーク実践における「権利擁護」に特化した役割を担うには課題が多いところから独立型社会福祉士が誕生してきたと考えられる。これは、利用者支援から社会変革へとミクロからマクロまで守備範囲を広げねばならない権利擁護などの活動においては、ソーシャルワーク実践が、

表Ⅲ-1 独立型社会福祉士の特性

		機関型社会福祉士（精神保健福祉士）		独立型社会福祉士
		理 念	ジレンマ	理 念
支 援 者	①固有性	ソーシャルワーク実践における固有の視点=生活、支援、過程	ソーシャルワーク実践が排他的独占業務ではないこと、かつ連携・協働を前提としているため不明瞭	ソーシャルワーク実践における固有の視点=生活、支援、過程
	②目的性	地域生活支援 利用者主体	経営主義	地域生活支援 利用者主体
	③中立性	利用者の最善の利益、社会正義にもとづく中立的立場	所属機関への貢献を主とした立場 役職のもとに組織の一員として業務を担う	利用者の最善の利益、社会正義にもとづく中立的立場
	④裁量性	利用者の最善の利益にむけた自由裁量性	帰属意識や物理的・時間的な制約 組織決定による権限	利用者の最善の利益にむけた自由裁量性
	⑤責任性	所属機関における一専門職としての責任		自由裁量に基づく個人の責任
	⑥機能性	イネイプラー：側面的機能 コーディネーター：仲介調整機能 カウンセラー：相談機能 アドボケート：権利擁護的機能 エデュケーター：教育機能	マネージャー：管理指導機能 ケアワーカー：保育、介護機能	イネイプラー：側面的機能 コーディネーター：仲介調整機能 カウンセラー：相談機能 アドボケート：権利擁護的機能 エデュケーター：教育機能
利 用 者	⑦対象性	地域で生活をする市民	管理、指導される患者もしくは利用者	地域で生活をする市民
	⑧応益性	受益への自己選択、自己責任	支援者の誘導による自己選択・決定	受益への自己責任、費用負担

小柴住（2009）

機関主導の組織体制下で必要な業務の遂行に限界があると考えられるためである。権利擁護に対して機関型ソーシャルワーク実践は、業務ではなくサービス提供への包摂任務として附帯的に位置づけられてきたために、ここで自由裁量性を有した独立型社会福祉士の役割に、その固有な活躍を期待しているということができよう。

2 独立開業する他職種との比較

次に、独立型社会福祉士の今後の課題や実践活動に示唆を得るために、高度専門職として先行する弁護士や臨床心理士との業務内容を比較した考察を深めてみたい。

調査方法は、弁護士、臨床心理士、社会福祉

士の独立開業事務所各 10～15 件を対象に、①資格、②初回、2 回目以降の相談料金、③主な業務内容、④業務内容の詳細などに焦点をあて整理している。なお、倫理的配慮として、各事務所が特定できないよう記号化し比較考察していることを断っておきたい（表Ⅲ-2 参照）。

まず、独立開業するにあたり保有する資格では、業務独占資格を生かした弁護士資格のみで開業している弁護士、民間資格ではあるものの、臨床心理士ないしその他の民間認定心理士資格で開業している臨床心理士に比べ、社会福祉士は、社会福祉士単独の資格で開業する事業所のほかに、保育士、心理士、介護支援専門員、行政書士、司法書士等さまざまな資格と組み合わせで開業している現状がある。

表Ⅲ-2 独立型社会福祉士と他職種との開業比較

		弁 護 士	臨床心理士	社会福祉士
資 格		国家資格	文部科学省認可財団法人「日本臨床心理士資格認定協会」認定 民間資格	国家資格
	①弁護士		①臨床心理士 ②民間認定系心理士	①社会福祉士 ②保育士+社会福祉士 ③精神保健福祉士+社会福祉士 ④心理相談員+社会福祉士 ⑤介護福祉専門員+社会福祉士 ⑥行政書士+社会福祉士 ⑦行政書士+2級福祉住環境コーディネーター+社会福祉士 ⑧司法書士+社会福祉士
料 金	初回	10,500円/60分 30分ごとに5,250円	8,400円/45分	無料
	最高	無料(相談内容に準ず)	無料	
	最低	10,500円/60分 30分ごとに5,250円	8,400円/45分	7,000円/60分(会員制)
	2回目以降	5,250円/60分 30分ごとに5,000円	3,000/30分	3,000円/60分
業 務		①法律相談 ②家事事件 ③企業法務に関する事件 ④一般民事事件 ⑤刑事事件 ⑥債権回収、強制執行等に関する事件 ⑦債権整理に関する事件	①カウンセリング(心理面接、心理療法) ②スーパービジョン ③コンサルテーション ④心理検査・解釈	①成年後見制度による支援 ②権利擁護活動 ③介護保険制度による支援 ④発達障害児支援 ⑤セラピー ⑥福祉相談 ⑦第三者評価及び事情所コンサルタント事業
	①交通 事故 ②建築紛争 ③借地借家関係 ④不動産関係 ⑤損害賠償 ⑥調停及び訴訟全般 ⑦離婚、財産分与、慰謝料 ⑧遺産相続、遺産分割 ⑨遺留分減殺請求 ⑩遺言の作成・執行 ⑪成年後見手続等 ⑫①各種刑事事件の捜査段階・公判段階における弁護活動(接見、公判立会、示談交渉等) ⑬少年事件の付添人活動 ⑭刑事告訴・告発手続契約書の作成・チェック ⑮雇用問題 ⑯労務管理 ⑰顧問弁護士としての法的アドバイス等 ⑱破産申立(免責申立) ⑲会社更生 ⑳競売申立(動産・不動産)	①ストレス、トラウマ、パニック、不登校、いじめ、家族問題、育児困難・虐待、摂食障害、心身症、神経症、うつ病、発達障害、職場の人間関係等ここらの問題への心理面接 ②箱庭療法 ③コラージュ療法 ④家族療法 ⑤心理検査(投影法、質問紙法など) ⑥遺言、交通事故および労働災害等についての諸問題相談 ⑦アートセラピー ⑧自律訓練法 ⑨フォーカシング ⑩ゲシュタルト療法 ⑪交流分析 ⑫行動療法、認知療法、認知行動療法 ⑬催眠療法 ⑭イメージ療法 ⑮解決志向 ⑯バイオフィードバック法 ⑰スピーチトレーニング ⑱音楽療法	①成年後見制度に基づく実践 ②介護保険制度に基づく実践 ③スクール・ソーシャルワーカー 非常勤 ④実習指導(独立型社会福祉士養成研修、成年後見制度) ⑤非常勤講師(大学、専門学校、国家試験受験予備校) ⑥「顧問ソーシャルワーカー」サービス(企業等事業者) ⑦コンサルテーション(福祉関係事業所の事務改革支援) ⑧スーパービジョン、アドバイザー(介護保険関係事業者) ⑨離婚、離婚後の悩み、不安相談(離婚後の生活設計相談) ⑩子どもに関する相談(非行、不登校、発達障害児支援等) ⑪子どもへの訪問トレーニング ⑫障害者への自立支援相談 ⑬生活保護自立支援相談員(県の委託) ⑭進路相談、受験対策(社会福祉士、保育士等) ⑮要介護認定審査会、障害程度区分認定審査会、要保護児童対策地域協議会の委員 ⑯心理検査 ⑰メンタルフレンド派遣、フリースペース、フリースクール実施 ⑱親の会運営 ⑲施設ホームページ作成支援 ⑳セラピー(回想法、認知行動療法、家族療法、来談者中心療法、遊戯療法、内観療法、自立訓練法、音楽療法)	

小柴住(2009)

料金体制では、初回料金の最低値についてのみ、3職種とも無料相談を実施しているが、最高値では、弁護士が60分10,500円、臨床心理士が45分8,400円であるのに対し、社会福祉士のみ無料相談のままであった。また、2回目以降の料金設定でも、最高、最低値ともに社会福祉士が、最も低料金である。

業務内容は、法律関連全般を業務とする弁護士、カウンセリングを主とした業務の臨床心理士に比べ、社会福祉士は、成年後見、権利擁護、介護保険といった社会福祉諸制度にもとづく業務に加え、発達障害児支援やこころへの治療（セラピー）、福祉相談全般、第三者評価委員、事業所コンサルタントといった幅広い業務を遂行している。

さらに、業務内容をくわしく調査比較すると、弁護士と臨床心理士がともに、それぞれの業務がより細分化され専門化していくのに対し、社会福祉士のみ、実習指導、非常勤講師、受験対策指導といった間接的業務や、心理検査、セラピー、フリースクールなど心理士業務、また、離婚の調停をめぐる相談といった業務にまで拡大していることが判明している。このようなことから、高度な専門性を有するはずの独立型社会福祉士でさえ、その守備範囲が拡大しており、隣接領域と峻別できる専門性や固有性についても不透明であり、今後の課題は山積している。

3 独立型社会福祉士の抱える課題

独立開業が根付いている弁護士は、業務独占で報酬規程もあり、独立開業へのシステムが確立されている。また、臨床心理士は名称独占で報酬規程は存在しないが、弁護士と同様、明確な専門性や科学性に裏打ちされた実践が社会的に認知されていることから、独立開業による実践への条件が整備されていると考えられる。

一方、社会福祉士の独立開業状況をみると、成年後見や介護保険制度をめぐる実践に限定されていることが特徴で、社会福祉行政手続

の担い手と化している現実が指摘できる。それは、業務内容の曖昧さから浮かび上がってくる専門性への疑問と、低い認知度による安価な報酬が、それを裏付けているとも考えられる。不明確な専門性ゆえに安価な報酬、安価な報酬ゆえに、拡大する業務内容といった専門性をめぐる負の循環構造が存在していると理解できる。

こうした現状をふまえ、独立型社会福祉士の新たなジレンマとして整理したものが、表Ⅲ-3である。独立型社会福祉士は、機関型社会福祉士で実現しえなかった利用者の最善の利益を「独立性・中立性」にもとづき、自由かつ創造性に富む高度なソーシャルワーク実践により可能にする専門職であると期待されるが、現実には、事務所経営を軌道にのせる経営主体の実践となり、第一義的な目的であった権利擁護は、成年後見制度の利用に終始し、ソーシャルワークの専門性や固有性が、既存制度の活用によるサービス提供という画一的なものになっている厳しい現実がある。

以上の考察から、独立型社会福祉士の課題として、次の点を指摘しておきたい。

- ① 独立開業をめぐるソーシャルワーク実践への基盤整備と振興
- ② ソーシャルワークの固有性、専門性と科学性の確立と敷衍
- ③ 高度専門職業としてのソーシャルワーカーの資格制度と教育課程の制定と確立

このなかでも、特に強調しなければならない課題は、希薄化するソーシャルワークの固有性や専門性・科学性をめぐるものである。それらは指摘してきたように、生活をとらえる視点、参加と協働からなる支援関係と過程の展開にあり、科学的な方法推進についても多くの試行的な研究成果が紹介されてきている。すなわち、高度な専門性とは、権利擁護や介護保険といった制度、政策に特徴づけられた実践機能を推進するようなスペシフィックなソーシャルワークに特殊分化させることを求めるだけでなく、

表Ⅲ-3 独立型社会福祉士の理念とジレンマ

		独立型社会福祉士	
		理 念	現実【ジレンマ】
支 援 者	①固有性	固有の視点=生活・支援・過程	契約と報酬の問題から、業務の継続と維持制度に規定されたサービスの提供
	②目的性	地域生活支援 利用者主体と自己実現	利用者のニーズと業務の限界 採算と経営
	③中立性	利用者の最善の利益 社会正義にもとづく中立的立場	利用者のニーズと社会正義の葛藤
	④裁量性	利用者の最善の利益にむけた自由裁量性	自由裁量性の行使リスクマネジメント
	⑤責任性	準拠規程への自由裁量に基づく専門家の責任	サービス提供への責任負担の限界と逡巡 サポート体制の限界から業務の公正性、適合性、継続性への保証の欠落
	⑥機能性	アドボケーター：権利擁護支援機能 コーディネーター：仲介調整支援機能 イネイプラー：側面支援機能 カウンセラー：相談支援機能 エデュケーター：教育支援機能	行政手続の代行機能
利用 者	⑦対象性	地域で生活をする市民	サービスを購入する利用者
	⑧応益性	受益への自己選択、自己責任、費用負担	成功報酬額の評価

小榮住 (2009)

利用者の生活コスモスを基点にしなが、生活領域、生活関係、生活内容について、生活の場としての地域を中心に、ミクロからマクロ、方法から施策をフィードバックし包括・統合化するジェネラル・ソーシャルワークの視野や発想から再構築する必要があると考えられる。

高度専門職としてのソーシャルワークの確立と発展のためには、わが国における独立型社会福祉士の成否が鍵を握っており、大学院でのソーシャルワーク教育の振興が一大課題である。そのためにも、資格制度や社会福祉士養成教育課程を体系的に見直した高度専門職教育が必要であり、その確立にむけた社会的声価を高揚できる営みを、ソーシャルワーク実践の内部から発信していかねばならないといえよう。

(小榮住まゆ子)

IV 資格制度の方向性をめぐる課題

1 分野別モデルの課題

前章では、独立型社会福祉士のジレンマについて詳しくみてきた。ここからは、それらの知見をふまえつつ、日本学術会議社会福祉学分会(2008)が提案している社会福祉士資格のあるべき姿¹⁴⁾(図Ⅳ-1を参照)について考察してみたい。

そこで、まず、この提案を、(a)下の部分に縦に並べられた分野別の6つの資格と、(b)上の部分に横に並べられた機能・役割別の4つの資格に分け、前者を「分野別モデル」、後者を「機能・役割別モデル」と名づけて、それぞれの課題を検討していくことにしたい。

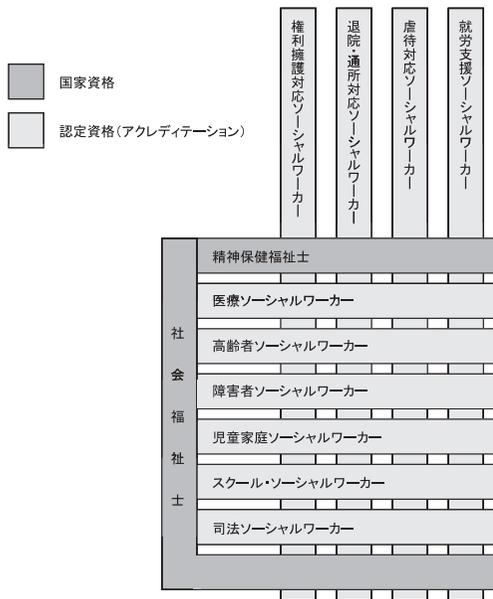
まず、「分野別モデル」について。図Ⅳ-1をみるかぎり、これは、ソーシャルワークというひとつの支援方法のなかに、7つの分野での実践が含まれるというモデルである。しかし、

他方で、たとえば、精神保健福祉士の養成課程には精神保健福祉論や精神保健福祉援助技術論が、スクールソーシャルワーカーのカリキュラムでは、スクールソーシャルワーク論が科目設定されている。

このことは何を意味するのだろうか。ソーシャルワークが固有性をもった独自の専門職であるなら、その価値とソーシャルワーク理論、およびそれらをふまえた「方法」は共通のはずである。もし、そうなら、この提案における専門性とは、それぞれの分野で主に用いられるよう

な知識と方策（制度）を意味していて、〇〇福祉援助技術論は、それらを現場でどう使いこなしていくのかに焦点があると考えるのが自然だろう。つまり、このような分野別の資格化（とりわけ〇〇福祉論や〇〇福祉援助技術論といった科目の設置）は、かつて精神保健福祉士の資格化がそうであったように、本来ソーシャルワークの固有性を担保するはずの価値やソーシャルワーク理論、そして方法までも専門分化させかねない点をまず指摘しておきたい（図Ⅳ-2を参照）¹⁵⁾。

しかも、たとえば、精神保健と医療、あるいは医療と高齢者、高齢者と障害者などの分野の境目は曖昧で、重なる部分が少なくないため、分類の妥当性にも疑問が残る。つまり、ここからも、このモデルが、知識・方策主導の「政策モデル」であることが示唆される。

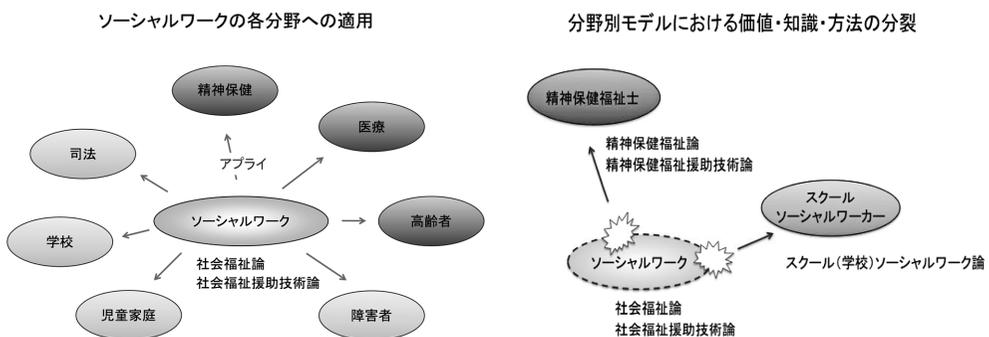


図Ⅳ-1 日本学術会議案（2008年）

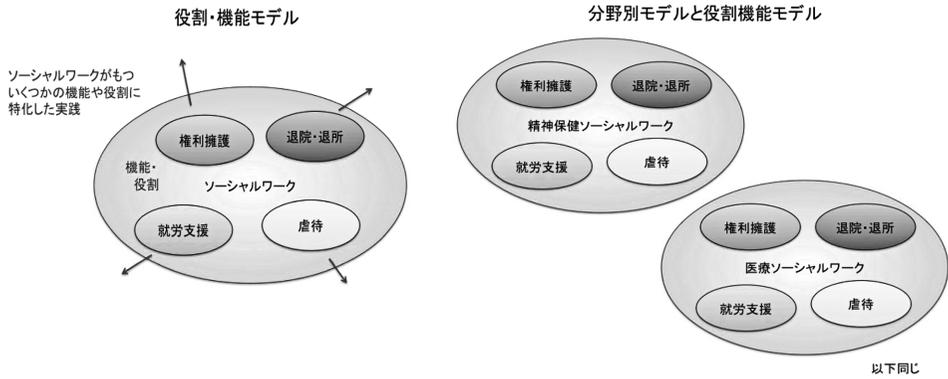
2 役割・機能モデルの課題

では、「役割・機能モデル」はどうだろうか。学術会議案の説明をそのまま図にしたものが図Ⅳ-3である。

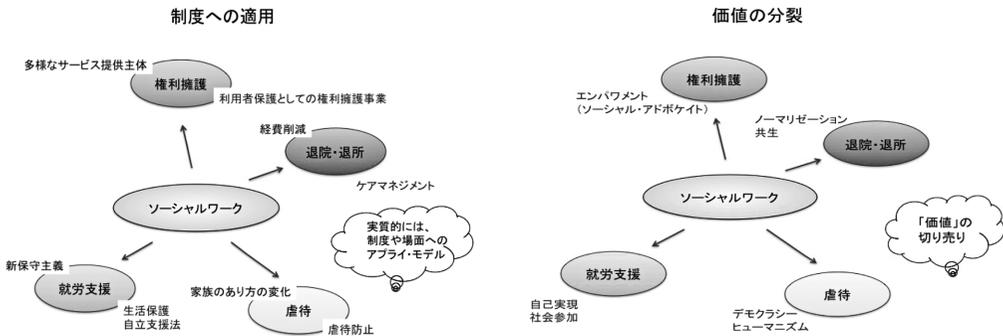
しかし、そもそも権利擁護、通院・退所、虐待、就労支援といった4つは、ソーシャルワークに内在する機能や役割なのだろうか。むしろ、ある特定の制度や場面にソーシャルワークを適用したものと考えの方が自然だと思われる（図Ⅳ-4の左側を参照）。もし、そうだとすれば、これもまた政策主導のモデルだということ



図Ⅳ-2 ソーシャルワークの分裂と乱立



図Ⅳ-3 日本学術会議案による役割・機能モデル



図Ⅳ-4 制度へのアプライと価値の分裂

になる。しかも、このモデルの分類は、前章でみたような独立型社会福祉士のジレンマとかなりの部分で符合しており、それらをさらに助長させる可能性が高い点も指摘しておかなければならないだろう。

もちろん、新しい職域での実践を認知していくことは必要である。いつの時代にも人々の生活困難があるところに手を差し伸べることがソーシャルワークの使命だったからである。しかし、前述したように〇〇ソーシャルワークという認知の方法は適切ではないと考えられる。このことについては、ソーシャルワークの「残余機能」と関わらせて、「おわりに」で考察してみたい。

また、図Ⅳ-4の右側は、このモデルが、前節で述べた分野別モデルとは別のやり方でソーシャルワーク固有の価値を切り崩している側面

があることを示したものである。このような「価値の切り売り」はソーシャルワークの固有性を曖昧なものにし、ソーシャルワークをますますみえにくくする点も指摘しておきたい。

3 資格制度のあり方についての考察

これらをふまえて、日本学術会議の提言とその課題をまとめたものが表Ⅳ-1である。

① 社会福祉教育における基本的な課題

川田誉音が6年前にすでに指摘している¹⁶⁾ように、あるいは本稿のⅢでみたように、制度のしくみに引きずられて、本来の(あるいは固有の)価値や方法にもとづいた支援、つまりはソーシャルワークそのものが実践できていないという現場のソーシャルワーカーのジレンマは、相変わらず深刻なままである。このことから、高度専

表Ⅳ-1 日本学術会議案とその課題

	日本学術会議案	課題
社会福祉教育における基本的な課題		
現場との連携	実践現場との連携を強化した教育 必ずしも高い実践力を有したソーシャルワーカーが養成されていない	あるべき姿と制度が要請する実践とのジレンマ（川田誉音） 何を教えるかがみえない ソーシャルワークがみえない 技術に関する教育・研究の貧困が原因
カリキュラム	「〇〇制度と支援技術」という組み合わせ	「助言、指導、橋渡し」という機能に対応している
方向性	スペシフィックな福祉課題への対応	知識・方策主導 → 価値の切り売り → 価値・方法主導へ
教育内容の広がり と 固有性		
教育内容	社会科学、人文科学、人間科学、行動科学	とくに人文科学、人間科学 → 実存性
職域の拡大	職域（アプライする領域）の拡大・開拓	ソーシャルワークの固有性 → 適切なポジション → 即戦力
実証性	理論的・実証的なデータの蓄積と分析の精度	EBP と実存性 ソーシャルワークにおける「科学」の限定 あくまでも素朴な科学にこだわる場所にソーシャルワークの固有性を求める道もあるのではないか
社会福祉教育を進めていくうえでの多様な連携		
教育の質	法令による一定水準確保のための枠組み	大学や学問の特質である自由や自主性を抑圧する危険がある その基準さえ守っていればよいという「免罪符」として機能する危険がある
分野の連携	保健・医療・福祉の連携	社会福祉士会と精神保健福祉士会が共同で、現任教育のカリキュラムを作成する
専門職の連携	専門職連携教育	ソーシャルワークの固有性が明確でない と 成立しない
ソーシャルワーク専門職資格の将来の方向		
社会福祉士と精神保健福祉士	理念や原理、知識ならびに技術の体系はほとんど重なり合っている	したがって、精神保健福祉士資格は「例外」であり、モデルにすべきではない
学部教育	ジェネリックなコミュニティ・ソーシャルワーカーの養成をめざす	コミュニティ・ソーシャルワーカーもスペシフィックでは？ (制度が要求するソーシャルワークのフォームという意味で)
資格のあり方	分野別認定資格と機能・役割別認定資格	分野別の実践では、その分野特有の知識・方策が加わるだけ 機能・役割別の実践は、実際には、制度を円滑に運用するためのものにすぎないのでは？

門職における資格化が価値・方法主導のものであるべきだという方向性が示唆される。

- ② 教育内容の広がり と 固有性
ソーシャルワークの有用性を社会に示す

ためには、「理論的・実証的なデータの蓄積と分析」は不可欠であろう。また、環境（社会）に関する知識も軽視されてはならない。しかし、それらを極めてソーシャルワークが何なのかはみえてこない。ソー

シャルワークに最終的に求められるのは「利用者」の自己実現や社会的自律性の獲得であり、そのためには、筆者らがかねてから主張してきたように、利用者の生きる世界(実存性)にいかにかアプローチし、そこでの実感をどう共有していくのかといった支援プロセスの科学化こそが必要だと考えられる¹⁷⁾。利用者に理解できず実感もされないような高度に抽象的な理論やアルゴリズムを駆使した実証あるいは「絶対的な正しさ」を志向するような「科学」を、利用者が求めているとは考えにくい。このことから、あくまでも素朴で具体的な(五感を通して実感できるような)「科学」にこだわるところにソーシャルワークの固有性を求める道もあると思われる。このような価値・方法主導のソーシャルワークの深化(進化)こそが資格制度を構築していくうえでの指標とされるべきだろう。

③ 社会福祉教育を進めていくうえでの多様な連携

これまでみてきたように、ソーシャルワークの固有性や専門性をますますみえにくくするような「知識・方策主導」の資格化と抱き合わせて、複数の専門職による連携教育を導入すれば、ソーシャルワークがその役割や機能でしか語られなく危険性がさらに高まると考えられる。

④ ソーシャルワーク専門職資格の将来の方

向

以上のことから、学術会議案、すなわちある分野や場面に特有な知識や政策を加味するだけの専門分化(細分化)については、着任してからの現任教育で十分だと考えられる。その際、おなじソーシャルワーカーの資格である(はずの)社会福祉士と精神保健福祉士がそれぞれの職能団体を通して、共同で現任教育のカリキュラムを作成し、それを運営するようなくみ作りも検討されるべきだろう。

V おわりに

今、ソーシャルワークが社会に貢献できるような環境を整備すべきだという議論が白熱してきている。しかし、本稿で検討してきたように、社会福祉士をはじめとするソーシャルワーカーの国家資格化が、ほんとうにそれに寄与してきたのか、あるいは新しい資格構想によってそれが実現するのか、疑問が残ることも確かだろう。

太田義弘は、ソーシャルワークと制度・政策の関係として、(a) 不分・併合型、(b) 分立・相補型、(c) 包括・統合型の3つを示している¹⁸⁾。前述した「残余モデル」は、社会(福祉)制度の不備や貧しさ、不具合などをソーシャルワークに代替あるいは補完させるというアイデアであり、太田の分類では(a)または(b)にあたる。この発想にもとづいて、利用者

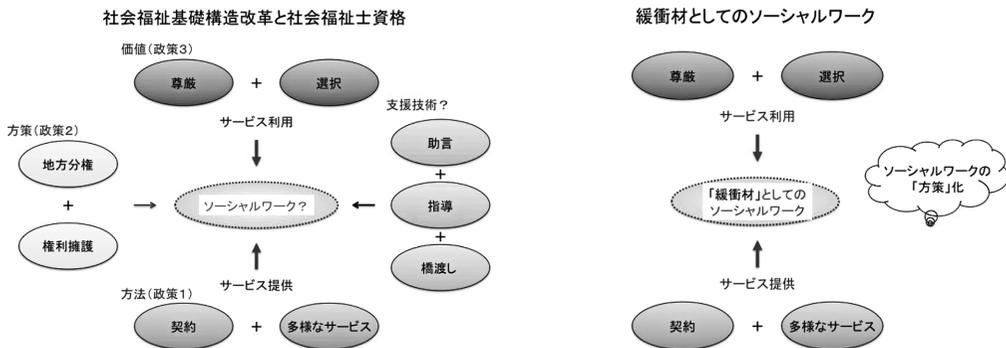


図4-5 残余モデルと緩衝材としてのソーシャルワーク

の生活困難（制度の不備）に、スペシフィックな資格を増やすことで対処しようとしても、前述したようにソーシャルワークが制度に付随した実践を強いられるかぎり、結局は対症療法に過ぎず、うまくいかなかった場合には、ソーシャルワークに原因があるという議論にすり替えられる危険がある。あるいは、それが、経費削減のための緩衝材として位置づけられれば、ソーシャルワーカーは魅力に乏しい職業だという評判を煽ることにもつながりかねない。本稿では、このような資格化の方向性を「トップダウン・モデル」と名づけて警鐘を鳴らしておきたい（図Ⅳ-5を参照）。

筆者らの立場は（c）の包括・統合型であり、制度・政策を、実践方法のなかに包括・統合しようとするものである。このような生活者（利用者）の視点から、社会（福祉）制度の不備や貧しさ、不具合などを問い返すというフィードバック概念を中心としてソーシャルワークを発想しようとする立場がジェネラル・ソーシャルワークである。

では、この立場からみたソーシャルワークの専門性とは何だろうか。それは、（a）ソーシャルワーク固有の価値や方法、理論にもとづいて支援技術を構想できる能力、および（b）実践から技術や理論にフィードバックできる能力の2つであり、このような演繹・帰納の循環システムとして実践を構想できる能力にこそ専門性を求めたい。これこそが、ソーシャルワーク全体をレベルアップし、ひいては独立型社会福祉士の実践を健全化する道なのではないだろうか。

本稿では、紙幅の関係で、十分には議論を深めることができず、全体的な方向性の示唆にとどめざるを得なかった部分も少なくない。他日を期したいと思う。

（安井理夫）

注

- 1) ・日本学術会議 第17期社会福祉・社会保障

- 研究連絡委員会報告『社会サービスに関する研究・教育の推進について』2000年
- ・日本学術会議 第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』2003年
- ・日本学術会議 社会学委員会社会福祉学分科会『提言 近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—』2008年
- 2) 同提言書 11頁
- 3) 福祉系大学経営者協議会編『ソーシャルワークの役割』パンフレット 2009年
- 4) 福祉系大学経営者協議会編『福祉系大学経営者協議会設立趣意書』2009年
- 5) ・太田義弘「ソーシャルワーク実践と科学化への方法」『関西福祉科学大学紀要』第12号 2009年 8頁
- 6) ・同論文 4頁
- ・太田義弘「社会福祉政策からソーシャルワークへ—建前としての社会福祉と本音のソーシャルワーク—」『関西福祉科学大学紀要』第11号 2008年 112-114頁
- 7) ・日本社会福祉教育学校連盟編「大学院教育のあり方—大学院でのソーシャルワーク教育の理念と目的—」『社会福祉教育年報』第26集 2006年
- ・日本社会福祉教育学会編「社会福祉教育の現状と課題—大学院教育の課題—」『日本社会福祉教育学会誌』創刊号 2007年
- ・日本社会福祉教育学校連盟編「博士後期課程をめぐる問題と教育課程の検討」『社会福祉教育年報』第28集 2007年
- ・日本社会福祉教育学校連盟編「大学院教育の現状と課題」『社会福祉教育年報』第29集 2009年
- 8) 太田義弘他編『ソーシャルワークと生活支援方法のトレーニング／利用者参加へのコンピュータ支援』中央法規 2005年 4-13頁
- 9) 太田義弘編著『ソーシャルワーク実践と支援科学』相川書房 2009年 1-7頁
- 10) Robert L. Barker, "Private Practice" *Encyclopedia of Social Work 19th. ed.*, The NASW Press, 2003, pp. 1905-1910.
- 11) 社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士全国ネットワーク委員会・独立型社会福祉士研修員会「独立型社会福祉士による地域ソーシ

- ナルワークの展開－地域の新しい相談拠点を目指して」社団法人日本社会福祉士会 2005 年 3 月
- 12) 太田義弘他編 前掲書 7-8 頁
- 13) ①横山登志子「地域生活支援をめぐる精神科ソーシャルワーカーの本質的使命－2つのジレンマを手がかりとして」『社会福祉学』第 46 巻第 3 号 111 頁
- ②本多勇・木下大生・後藤広史・國分正巳・野村聡・内田宏明『ソーシャルワーカーのジレンマ－6 人の社会福祉士の実践から』筒井書房 2009 年
- 14) 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会前掲冊子 11 頁
- 15) 周知のように、精神保健福祉士は、社会福祉と医療の 2 つに軸足を置いた資格としてスタートした。しかも、社会福祉士とは別立ての資格とされたことで、カリキュラムの分立と肥大化を招き、履修する学生にもソーシャルワークがどのような専門職なのか、わかりづらい状況を招来させた点も指摘しておきたい。
- 16) 川田誉音「社会福祉援助技術の発展」福祉士養成講座編集委員会編『社会福祉援助技術論 I』中央法規 2003 年 97 頁
- 17) 例えば、太田義弘編著 前掲書などを参照
- 18) 太田義弘「社会福祉と社会福祉援助活動」福祉士養成講座編集委員会編 前掲書 15-16 頁

参考文献

- 1) 伊藤佳代子「ソーシャルワーク実践における Private Practice－その現状と課題－」『九州社会福祉学創刊号』日本社会福祉学会九州部会 2005 年 35-43 頁
- 2) 小川幸裕「『現場』での『ジレンマ体験』を通じた社会福祉士のアイデンティティ形成プロセス－『独立型社会福祉士』に着目して」『北海道地域福祉研究』(第 11 巻)北海道地域福祉学会誌 2007 年
- 3) 小川幸裕「『独立型社会福祉士』の動向に関する一考察」『帯広大谷短期大学紀要』(第 44 号) 2007 年 33-42 頁
- 4) 水島正浩「独立型社会福祉士の活動に関する研究」『日米高齢者保健福祉学 学会誌』第 2 号 2007 年 211-229 頁
- 5) 小川幸裕「独立型社会福祉士に関する仮説的研究－社会福祉士が独立を選択する過程にみる「援助観」形成のプロセス」『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』弘前学院大学社会福祉学部社会福祉学部研究紀要編集委員会編 2008 年 11-17 頁
- 6) 小川幸裕「独立型社会福祉士に関する研究－社会福祉士が中山間地域で独立する可能性と限界－」『北星学園大学大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院集』北星学園 2008 年 3 月 47-54 頁